

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
6月13日
(金曜日)

目次

○告示	三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）	二
救急病院の認定（医療政策課）	三
道路の区域の変更（道路整備課）	三
○選管告示	三
不在者投票のできる老人ホームの指定	三

山口県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年六月十三日

名 医	療 称	所 在 地	山口県知事	村岡 嗣 政	廃 止 年 月 日
よしもと小児科医院		宇部市中尾一丁目七番一〇号	令和七、	三、三二	
山下ウイメンズクリニック		下松市瑞穂町一丁目六番一〇号	〃	〃	〃
岩国市立錦中央病院		岩国市錦町広瀬一〇七二の一	〃	〃	〃
山口医院		周南市五月町六番七号	〃	〃	〃

医療法人向井医院

みつおかクリニック

青柳歯科医院

みさき薬局

さくら薬局

クローバー薬局

わかば薬局

クローバー薬局

車町薬局

クローバー薬局そお店

くまげ薬局

クローバー薬局

さくら薬局

周東薬局

熊毛郡平生町大字平生村一七五の

一〃 大字佐賀二二八九の

下松市栄町二丁目五番六号

宇部市岬町一丁目七番六号

山口市後河原四七の二

阿知須一一九八の七

大内長野一五六九の一五

下松市大手町二丁目六番一一号

岩国市車町二丁目一二番四五号

周東町祖生五七一八の八

周南市大字呼坂八三八の一

山陽小野田市中川六丁目六六六二

大島郡周防大島町大字土居七六四

熊毛郡平生町大字平生村七六五の

山口県告示第百二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年六月十三日

名 医	療 称	所 在 地	山口県知事	村岡 嗣 政	指 定 年 月 日
ゆいレディースクリニック		宇部市沼一丁目八番三八号	令和七、	五、一	
よしもと小児科		中尾一丁目七番一〇号	〃	〃	〃
山口いるか小児科アレ		山口市泉都町一番三二一	〃	五、	〃
ギョー科		山口市泉都町一番三二一	〃	〃	〃
てるクリニック		小郡下郷一一八〇	〃	〃	〃
やまね眼科クリニック		下松市楠木町二丁目六番三四号	〃	〃	〃
医療法人三生会山下ウイ		瑞穂町一丁目六番一〇号	〃	四、	〃
ンズクリニック		〃	〃	〃	〃
岩国市立錦中央医院		岩国市錦町広瀬一〇七二の一	〃	〃	〃

医療法人智優会みつおかクリニツク	熊毛郡平生町大字佐賀二二八九の一	〃	〃
エトワール歯科クリニツク	下松市栄町二丁目五番六号	〃	五、
みさき薬局	宇部市岬町一丁目七番六号	〃	四、
オオタ薬局湯田店	山口市泉都町一番三〇号	〃	五、
さくら薬局	〃 後河原四七の二	〃	四、
わかば薬局	〃 大内長野一五六九の一五	〃	〃
クローバー薬局	〃 阿知須一一九八の七	〃	〃
〃	下松市大手町二丁目六番一一号	〃	〃
車町薬局	岩国市車町二丁目一二番四五号	〃	〃
クローバー薬局そお店	〃 周東町祖生五七一八の八	〃	〃
くまげ薬局	周南市大字呼坂八三八の一	〃	〃
クローバー薬局	山陽小野田市中川六丁目六六六二	〃	〃
さくら薬局	大島郡周防大島町大字土居七六四の四	〃	〃
周東薬局	熊毛郡平生町大字平生村七六五の二	〃	〃

山口県告示第二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年六月十三日

指定訪問看護事業者等 名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名称	所在地	指定年月日
山口アポロ石油株式会社	宇部市港町一丁目一四番七号	訪問看護ステーションアポロス	宇部市大字中宇部一八五八の三	令和七、四、一

氏名又は名称	居室介護事業者	住所又は主たる事務所の所在地	居室介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
--------	---------	----------------	-------------	-------	-------

有限会社文栄	宇部市大字東 岐波一〇五二 の二	はなぞの薬局	宇部市大字東 岐波一〇五二 の二	居宅療 養管理 指導	令和七、 一、 一
有限会社創	防府市駅南町 六番四七号	小規模多機能 スマイル創	防府市大字上 右田二四六四	多機能 型居宅 介護	令和六、 一二、 ク

山口県告示第二百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年六月十三日

		山 口 県 知 事		村 岡 副 政	
介護予防事業業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社文栄	宇部市大字東岐波一〇五二の二	はなぞの薬局	宇部市大字東岐波一〇五二の二	介護予防住宅療養管理指導	令和七、 一、 一
有限会社若松薬局	〃 若松町四番一七号	菜のはな薬局	山口市下小鯖一三三一の八	〃 〃 三、 〃	
有限会社創	防府市駅南町六番四七号	小規模多機能スマイル創	防府市大字上右田二四六四	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和六、 一二、 〃

山口県告示第二百三号

り、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年六月十三日

名 称	所 在 地	政 府
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	岩国市愛宕町一丁目一番一号	山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年六月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類
路 線 名 防府徳地線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 一七・四 最広 一九・八	一、二〇〇・〇		
防府市大字鈴屋字合ノ原一〇六〇八の四地先から同市同大字字上西寺一三七五地先まで					

道路の種類
路 線 名 白木山線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 一四・〇 最広 一九・七	三三八・一		
大島郡周防大島町大字西方字奥山内一八二五の一地从先同郡同町同大字字西方本郷一八六四の三地先まで			三五三・八		

道路の種類
路 線 名 東浦西浦線
道路の区域

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和七年六月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

名 称 所 在 地 指定年月日
サービス付き高齢者向け 周南市大字久米二六六五の七 令和七、五、二二
住宅サ高住昭和

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 一四・三 最広 一九・六	最狭 一二・二 最広 一六・一	七三八・五	道路改良工事の 完了による。
柳井市平郡字上亥谷六四三六の一地从先同市平郡字田平下六三九六の一地从先まで					



令和七年六月十三日印刷
令和七年六月十三日発行

發行所

山口県知事